

第1回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第4号 いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第5号 鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
- 第 3 議案第6号 いちき串木野市総合体育館建設工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第7号 いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 国特予算議案第3号 平成24年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 介特予算議案第3号 平成24年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 療特予算議案第3号 平成24年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 後特予算議案第3号 平成24年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第8号 所有権移転登記手続請求の訴えの提起について
- 第10 簡水特予算議案第3号 平成24年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 公下水特予算議案第3号 平成24年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 漁集排特予算議案第2号 平成24年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 予算議案第6号 平成24年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第9号 いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第10号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第11号 いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第12号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第13号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例及びいちき串木野市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第14号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第15号 いちき串木野市暴力団排除条例の制定について
- 第21 議案第16号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 2 2 議案第 1 7 号 いちき串木野市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 2 0 号 いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 2 7 議案第 2 2 号 市道の廃止及び認定について
- 第 2 8 議案第 2 3 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 9 議案第 2 4 号 いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 0 予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 3 1 簡水特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第 3 2 国特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 3 3 公下水特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 3 4 市場特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 3 5 介特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 3 6 国宿特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第 3 7 漁集排特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 3 8 療特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第 3 9 後特予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 0 水道予算議案第 1 号 平成 2 5 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 4 1 議案第 2 5 号 車両事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第4号（3月7日）（木曜）

出席議員 18名

1番	平石耕二君	10番	西別府治君
2番	西中間義徳君	11番	楮山四夫君
3番	宇都隆雄君	12番	竹之内勉君
4番	中村敏彦君	13番	寺師和男君
5番	南竹篤己君	14番	原口政敏君
6番	中里純人君	15番	宇都耕平君
7番	枇榔秋信君	16番	福田清宏君
8番	濱田尚君	17番	東勝巳君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	臼井喜宣君	主	幹	荒田和信君
補	佐	平川秀孝君	主	査	石元謙吾君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	健康増進課長	所崎重夫君
副	市長	石田信一君	福祉課長	中尾重美君
教	育	山下卓朗君	市来支所長	橋口享史君
総	務課	前屋謙三君	教委総務課長	樋ノ口実君
政	策課	田中和幸君	消防長	深山龍朗君
財	政課	中屋謙治君		

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第13

議案第4号～予算議案第6号一
括上程

○議長（下迫田良信君） 日程第1、議案第4号から日程第13、予算議案第6号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） おはようございます。

総務委員会に付託されました議案は、単行議案2件、予算議案1件の計3件であります。

去る2月25日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第4号いちき申木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、食のまちづくりをより推進するための食のまち推進課の新設と、自治振興課をまちづくり防災課に名称変更するとともに体制の充実を図るものであります。

説明によりますと、食のまちづくりについては、これまで、基本計画等を作成してきたが、今後、さらに実施計画等を充実させて、食のまちづくりをより進めるために組織を新設することとあります。

課の体制については、課長を含め、職員3名体制で、そのほかに専門的なアドバイザーを招聘したいとのこととあります。

なお、課の設置場所は、申木野庁舎2階を予定しているとのこととあります。

また、自治振興課の名称変更については、東日本大震災以降、市民の防災意識が高まる中、防災担当部署を市民に明確にすることが目的で、課の体制についても、これまでの6名体制から7名体制へ、職

員を1名増員し、新たに防災対策監を配置するなど、充実させるとのこととあります。

審査の中で、食のまち推進課の専門的なアドバイザーについて質したところ、アドバイザーについては、非常勤で総務省の人材ネットに登録されている資格を持った方などの活用を考えており、食のまちを推進する中で必要となったさまざまな場面においてアドバイスを受けたいと答弁であります。

また、これまで、食のまちづくりを推進してきた中で不十分であったと感じる点と、そのことを食のまち推進課の設置でどのように対処していくか、あわせて職員の研修にも力を入れるべきではないかと質したところ、食のまちづくりについては、条例を制定し、食のまちづくり協議会の開催やその公表、食のまちづくり宣言等を行うなどの取り組みを進めてきたが、市民からは、食のまちづくりがなかなか見えにくいという意見も聞いている。新設される食のまち推進課において、数値目標設定の検討も含め、課題の抽出等を行い、市民にわかりやすくなるよう努めたい、職員の研修についても実施していきたいとの答弁であります。

まちづくり防災課の関係では、配置される防災対策監の内容と、課内の業務ごとの職員配置はどのようになるかと質したところ、防災対策監については、防災、防犯等の業務に専門的に従事し、指揮監督する課長級で、消防署との人事交流も考えている。消防本部、消防団との連携を図りながら、本市の防災体制の充実を図りたい。職員配置については、課長を除き、防災関係をこれまでの2名から4名に、まちづくり関係をこれまでの3名から2名にと考えているとの答弁であります。さらに、まちづくり関係の職員が減になるとのことだが、共生・協働のまちづくりを進める上で支障はないかと質したところ、共生・協働のまちづくりについては、まちづくり協議会の設立や自治基本条例の作業についてもめどが立っていることなどを勘案し、減としたとの答弁であります。

委員の中から、組織の改編については、市民への十分な周知に努めるようにとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてであります。

本案は、南薩地区消防組合の解散及び指宿地区消防組合の名称が、再編により、指宿南九州消防組合に変更されることによる鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求められたものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号平成24年度いちき串木野市一般会計補正予算中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,067万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億9,004万2,000円とするほか、第2条で繰越明許費の設定を、第3条で地方債の補正をするものであります。

なお、今回の補正予算については、できるだけ決算に近い形でという考えのもと計上したとのことです。

それでは、歳入について申し上げます。

まず、1款市税についてであります。

固定資産税4,239万9,000円の減額は、平成24年の評価替に伴い、家屋分が調定見込減となったもので、特に非木造の下落率が大きかったとのことです。市たばこ税1,015万7,000円の増額は、当初、健康志向等から売上本数を減と見込んでいたが、前年度並みの売り上げが見込まれることに伴う調定見込みの増であります。

次に、9款地方交付税についてであります。

地方交付税は、普通交付税8,840万4,000円の追加で、平成24年度普通交付税決定額の全てを計上したとのことです。

ちなみに、今年度の普通交付税決定額は、48億4,025万8,000円で、これは、前年度に対し5,933万

9,000円の減で、減の要因は、単位費用や測定単位の減、段階補正の改正などによるとのことです。

次に、14款県支出金であります。

総務費県補助金の電源立地地域対策交付金2,024万3,000円の追加は、当初予算で7,870万円の計上をしていたが、9,894万3,000円の決定となったために差額を追加するもので、主に照島小学校の校舎改修事業等に充当するとのことです。

次に、15款財産収入であります。

財産貸付収入58万2,000円の減額は、シルバー人材センターの建物の借料を免除したことによるものであります。説明によりますと、シルバー人材センターについては、19市中14市が無償で貸し付けをしている実態があり、加えて国からの補助金も削減をされ、シルバー人材センターが経営的にかなり厳しい状況にあることを考慮して免除したとのことです。不動産売り払い収入4,260万9,000円は、7件10筆分の市有地の処分金で、主なるものは、市来庁舎近くの、現在コンビニが建っている土地を約2,000万円で処分したことによるものであります。物品売り払い収入299万円は、エネルギーセンターの発電機売り払い収入221万5,000円が主なるものであります。

17款繰入金の財政調整基金繰入金1億1,700万円の減額は、財源調整によるものであります。住民生活に光をそそぐ基金繰入金660万6,000円は、住民生活に光をそそぐ基金の全額を取り崩すものであります。説明によりますと、平成22年度に国の雇用対策として設けられた光をそそぐ交付金をもとに基金を設置していたが、使い道については、平成23年度から平成24年度の新たに雇用を生むソフト事業という制約がついていた。本市においては、まちづくり協議会の事務局職員の賃金などを予定していたが、結果としてまちづくり協議会の事務局職員の設置が思うように進まないことなどがあって、未執行分を返納するとのことです。

20款市債1億933万4,000円の追加は、事業費決定等に伴うものであります。

次に、歳出について申し上げます。

2款総務費の一般管理費負担金補助及び交付金112万5,000円の減額は、辺地共聴施設整備事業補助金の事業費決定によるものであります。

電子計算機管理費の減額は、決算見込みによる減額であります。財産管理費の国庫支出金返還金1,100万円は、住民生活に光をそそぐ交付金の返還金であります。

ふるさと寄附金基金180万円は、県を通じての寄附70万円と市への直接寄附110万円を基金に積み立てるものであります。

共生協働推進費の委託料及び工事請負費の減額は、いずれも本浦交流センター建設に係る入札結果に伴うものであります。

負担金補助及び交付金777万円の減額は、まちづくり協議会にかかる事業確定による減額が主なるものであります。審査の中で、まちづくり協議会の非常勤職員設置補助金を使用している地区の数と非常勤職員設置の考え方について質したところ、補助金については、協議会が設置されている9地区のうち5地区が使用している。非常勤職員については、月5万円という予算の範囲内であれば、1名体制ということではなく複数体制も可能であることから、地区に合った使い方でも有効に活用してもらいたいとの答弁であります。

9款消防費259万9,000円の減額は、石油交付金事業で購入した高規格救急自動車等の入札結果に伴うものであります。

12款公債費の利子1,875万9,000円の減額は、平成23年度借入れ分の借入利率が決定したことによるものであります。ちなみに、一番低い利率は0.6%、高いもので1.4%とのことであります。

次に、第2条繰越明許費の設定についてであります。繰越明許費は、介護基盤緊急整備等特別対策補助事業など11事業について設定するものであります。

次に、第3条地方債の補正についてであります。地方債は、冠岳、川上、旭各小学校の改修に係る小学校債1億3,240万円の追加と、合併特例事業債などの決算見込み等による変更で、513万4,000円の限度額の減額、道路整備事業債2,820万円を財源調整により廃止するものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入りますが、予算議案第6号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第4号いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長宇都隆雄君登壇〕

○教育民生委員長（宇都隆雄君） 私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案5件の計7件であります。

去る2月26日に委員会を開会し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

それでは、まず、議案第6号いちき串木野市総合体育館建設工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、去る平成24年10月1日に議決した、いちき串木野市総合体育館建設工事請負契約に係る変更契約であり、当初の契約に1億67万5,000円を増額し、17億8,750万円で変更契約の仮契約を締結したとのことで、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、6項目にわたり増額を行うということで、くい打ちの増額分として2,148万円を計上。

当初、普通の掘削機アースドリルを使用し、掘削を進めていたが、転石等大きな岩石があり、掘削不可となったことから、全周回転型オールケーシングによる掘削に変更せざるを得なかったとのことであります。

大型モニター設置については、5,289万円を計上。縦2.6メートル、横4.5メートルのものを1基、体育館アリーナ内の南側観客席上部に設置するとのことであります。

そのほか、基礎部分の岩掘削に1,002万5,000円、アリーナ音響に703万円、避雷設置に694万円、ステージ吊バトン及び幕に231万円の内訳であります。

審査の中で、くい打ちについては建設予定地に岩石等があることを事前調査において把握できていなかったのかと質したところ、事前のボウリング調査を多目的グラウンド側に1カ所、サッカー場側に1カ所、体育館中心部分に4カ所実施したものの、その際、転石は部分的なもので、広範囲にあるとは予想できなかったとのことであります。

また、体育館建屋の基礎とするくい打ちの本数についても質したところ、口径が1.3メートルから2

メートルのものを合計で38本打ったとのことで、その約8割で岩石に突き当たったとの答弁であります。大型モニターについて設置場所が妥当か、また、小型のものを数台玄関ロビー等に置くといったことは考えられないかと質したところ、設置場所については十分に検討を行ったとのことで、現段階ではアリーナ内の南側観客席上部に1台の設置を予定しているとのことで、観客及び競技者が見える場所を選定したとのことであります。

また、玄関ロビーについては、別途テレビを、玄関入り口には予約申し込みや今週の予定が確認できるモニターを設置する計画とのことであります。

さらに、大型モニター設置の効果についても質したところ、使い方としては、大会における組み合わせや試合結果、テレビ放送がある場合にはテレビ中継ができるなど、そのほか、スポーツ教室や研修会の時などにはDVDを流すことができるとのことで、幅広い活用が考えられ、各種スポーツ大会やプロスポーツ、文化事業などの誘致に大いに役立つものと考えているとのことであります。また、今回の変更契約における増額分については国庫補助の対象になるのかと質したところ、対象になるとの答弁であります。

委員の中から、今回の大型モニター、音響、避雷設備、ステージ幕等の物品類については、当初の契約に盛り込み、入札による経費節減に努めるべきであり、慎重な対応を行うべきであったとの指摘がなされております。あわせて、大型モニターについては、維持管理のメンテナンスに多額の費用がかかると思われることから、100インチ程度のものを5台程度設置したほうが安価であり、さらに市内業者を入れての活性化にもつながるのではとの意見も出されたところであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、乳幼児医療に係る保険給付の定義を拡大するため改正するものであります。

説明によりますと、保険給付の範囲に訪問看護による医療費の定義を追加するもので、県の要綱が改正されたことに伴い、本市もこれに準じて改正することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号平成24年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳出の3款民生費についてであります。1項2目障害者等福祉費の扶助費は、決算見込みによる自立支援医療費給付費2,221万1,000円の追加であります。

主な理由としては、人工透析による増とのこととあります。審査の中で、委員から、人工透析の人数と増額補正の理由について質したところ、本市の人工透析をされる方は、平成23年度決算で146人とのことで、今回の補正の理由としては、生活保護の方を、当初、6人で見込んでいたが、決算で3人増の9人となったとのことで、その影響が約2,200万円になるとのこととあります。1項3目老人福祉費の負担金補助及び交付金1,620万1,000円の増額は、現在、市来地域に建設中の株式会社光里苑のグループホームと小規模多機能型居宅介護事業所に対する補助で、施設の新設に当たり、開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、備品購入費などの体制整備支援の補助金であります。

なお、関連する歳入については、当初、国庫補助金で計上されていたものを、今回、県補助金への組替えがなされております。2項2目児童運営費の委託料のうち172万2,000円の減額は、児童手当電算システム導入の執行残であります。同じく、児童運営費の扶助費のうち728万円の減額は、児童手当給付費の決算見込みによるものであります。

次に、4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費の委託料564万2,000円の減額は、子宮頸がん等ワクチン予防接種及びその他予防接種等委託料の決算見込みによる減額であります。3目健康増進事業費の委託料209万円の減額は、節目年齢を対象としたがん検診推進事業における子宮頸がん、乳がん、

大腸がん検診の委託料の減額によるものであります。

審査の中で、委員から、大腸がん検診の見込み者1,000人に対し、決算見込みが601人少ない399人となった理由及びその対策等について質したところ、大腸がん検診については、個別通知の配布を行政嘱託員が行ったり、受診の仕方も便キットを提出いただくだけの簡単な方法であったり、さらには、節目年齢の方には無料クーポン券での受診ができるなど、これまで、さまざまな取り組みを進めてきているものの、受診率が伸び悩んでいる状況にあるとのことで、今後、受診率向上に向けたPRの方法等について検討していきたいとの答弁であります。さらに、正確な受診率については、職場健診、病院受診等での受診者数の把握が必要ではないかと質したところ、年度当初に行う検診の一括申し込みによる受診対象者と節目年齢による受診対象者とは、職場健診受診者等の把握の仕方が異なることから、正確な受診率把握のためにも、今後、方策を研究していきたいとの答弁であります。11目後期高齢者医療制度事業費の繰出金128万2,000円の減額は、低所得者に対する政令減税相当額の繰出金で決算見込みによる減とのこととあります。2項2目塵芥処理費2,161万2,000円の減額は、収集業務委託料で、決算見込みによる入札執行残であります。

審査の中で、多額の入札残が出ており、入札率30%台となっている原因について質したところ、市の見積もりとしては、車のレンタルや人件費等を積算して計算しているが、落札者等においては、車は自前のものを使われるなど、企業努力をされての入札と理解しているとの答弁であります。

委員から、そういう実態の中で、昨今の燃油の高騰等は事業を圧迫していると思われるが、ある程度、考慮すべきではないかと質したところ、契約の中で、社会情勢の変化により著しく影響が大きい変化が出てきた場合、双方協議との条項があることから、場合によっては業者と話し合いを行うことも考えられるとの答弁であります。4目廃棄物処理施設費418万9,000円の減額は、最終処分場施設基本計画策定業務の委託料の決算見込みによる入札執行残であります。

なお、関連する歳入として衛生費国庫補助金139万7,000円の減額が計上されております。

次に、10款教育費であります。1項4目教育振興費350万9,000円の減額は、スクールソーシャルワーカー実践研究事業の事業費決定による84万円の減額と学校パソコンリース代の決算見込みによる266万9,000円の減額であります。2項小学校費1目学校管理費では、国の大型補正による冠岳小学校屋内運動場と川上小学校校舎の耐震補強及び大規模改造工事、旭小学校の改修工事について委託料692万5,000円、工事請負費2億1,860万円が計上されております。冠岳小学校が築36年で、耐震基準のI s値は0.59、川上小学校が築47年で、I s値が0.57となっており、I s値0.7未満が耐震工事の対象であることから、今回、耐震工事とあわせて大規模改造工事を行うとのことでもあります。旭小学校の改修工事では、校舎の木材外壁床を県内産木材を使用して張りかえるとともに、既存のセメント、瓦等の屋根及びモルタル外壁も塗装を行うとのことでもあります。なお、この県内産木材使用については、県の森林整備加速化・林業再生事業費の活用による補助を受けるものであります。この冠岳小学校、川上小学校、旭小学校の3事業については、繰越明許費として計上し、工事を平成25年度に繰り越そうとするものであります。6項保健体育費3目体育施設費は、庭球場オープニングイベントの講師招聘用費用弁償の18万9,000円の減額と、総合体育館実施設計委託料100万円の減額で、いずれも決算見込みによるものであります。7目学校給食センター管理費では、串木野給食センターの車庫、パネル式シャッターの修理と、給油や蒸気配管の修理に係る経費71万1,000円の計上であります。

予算議案第6号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億9,230万5,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、歳入においては、3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金4,222万6,000円の減額は、制度改正による減額であります。

なお、この減額分については、県の特別調整交付金により追加交付されるものであります。

5款1項1目療養給付費負担金4,254万6,000円の減額は、退職者医療制度に伴う社会保険診療報酬基金からの交付金で、前年度の退職者医療費の実績による減額であります。

歳出においては、1款総務費で高齢者医療制度円滑運営事業の増額分56万4,000円と、3款後期高齢者支援金等の決算見込みによる20万4,000円の増額が主なるものであります。

審査の中で、基金合計額及び国の目標値に対する積み立ての状況について質したところ、残高については、今年度末で5億8,600万円程度を見込んでおり、国の目標値である保険給付費の25%となる約8億200万円と比較するとおおよそ2億1,600万円下回るとのことでもあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,120万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,229万3,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、決算見込みによるもので、歳出においては、1款総務費で533万3,000円の減額、2款保険給付費で4,045万4,000円の減額、3款地域支援事業費では、541万7,000円の減額であります。

審査の中で、介護認定者数の指数及び介護認定の状況等について質したところ、介護認定者数は、平成24年10月現在で、要支援1が288人、要支援2が281人、要介護1が391人、要介護2が278人、要介護3が249人、要介護4が250人、要介護5が208人、合計で1,945人ということでもあります。

介護認定の状況については、認定者数が前年より増加しているものの、有効期限等を6カ月から12カ

月、あるいは24カ月と伸ばした関係で、審査会の件数とか意見書を書いてもらう件数が減ったとの説明であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入だけの補正で、生福療育園の利用者が増加したことによる1款事業収入と2款繰入金の財源組替えであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ128万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,826万8,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の減額であり、これは、保険基盤安定繰入金の減によるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第6号いちき串木野市総合体育館建設工事請負変更契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第7号いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長西別府 治君登壇〕

○産業建設委員長（西別府 治君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案4件の計5件であります。

去る2月27日、委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査

を実施したところであります。

まず、議案第8号所有権移転登記手続請求の訴えの提起についてであります。

本案は、市が、いちき串木野市海瀬184番の3の土地を取得し、代金の支払いをしているにもかかわらず、所有権移転登記の事務手続に誠意ある対応がなされていないことから、その請求にかかわる一切の書類提出を求める訴訟を提起するため、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、この土地は平成11年1月に契約、同年5月に代金支払いは済んでいるものの、所有権移転登記がなされないまま、登記名義人が平成17年10月に死亡、その相続人3名のうち1名から承諾を得られないことから、訴訟を提起するとのことであります。

委員の中から、契約、代金支払いを行う前に、行政財産として所有権移転登記を済ませるべきではなかったかなど、事務処理のあり方も問題視すべきであり、今後、このようなケースが起らないよう十分気をつけてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、予算議案第6号平成24年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）中、委員会付託分についてであります。

まず、6款農林水産業費の農業振興費は、国の制度として今年度から始まった青年就農給付金が、当初、計画の3人分の450万円に対し、執行見込みが2人分の300万円になったことによる減額が主なるもので、畜産業費は、高齢者等特別導入事業として昭和50年度及び53年度に受け入れた基金の国への返還金の計上、農業施設維持費は、国の大型補正に伴うもので、牛之江地区基盤整備にかかわる客土事業及び市来地区で実施するため池や井堰等の改修にかかわる農業体質強化基盤整備事業4,000万円と万福池、斉連ヶ池、志母良池について、東日本大震災を教訓にため池決壊等の被害予想等を把握してハザードマップを作成する震災対策農業水利施設整備事業1,500万円の追加で、これに見合う歳入は、農業体質強化基盤整備事業が、補助率55%の2,200万円、

耐震対策農業水利施設整備事業が補助率100%で、いずれも県補助金であります。

説明によりますと、3カ所のため池と串木野ダム、市来ダムの耐震調査及び二つのダムにかかわるハザードマップの作成も県事業で行うとのことでありませぬ。

審査の中で、市内にあるため池の数及び3カ所を選定した理由について質したところ、市内には24カ所のため池があり、今回の補助対象基準は、貯水能力が3万トンを超え、受益面積が7ヘクタール以上であるため池ということで選定したとのことでありませぬ。

また、受益面積が2ヘクタール以上については、県が別途調査する予定であり、この3カ所のほかにさらに10カ所のため池が該当するとのことでありませぬ。

さらに、基準以下のため池の調査について質したところ、来年度以降、水路、ため池、井堰等の長寿命化のための調査を実施する予定で、施設の詳細な点検をし、必要があれば改修等も行いたいとのことでありませぬ。

次に、土地改良事業費は、現在、改修中の広域農道の事業費が追加されたことによる市負担金の追加が主なるもので、同じく国の大型補正に伴うものでありませぬ。

説明によりますと、予定している事業は、鐮桶五差路改修及び川上橋耐震補強路面改修等とのことでありませぬ。

次に、林業振興費は、イノシシ、シカの有害鳥獣捕獲頭数増による補助金の追加であります。

審査の中で、捕獲頭数が増加した原因について質したところ、里山の荒廃、耕作放棄地等の増加により、イノシシ等がすみやすい環境になりつつあることが原因の一つであるとのことでありませぬ。

林道費は、市来地域、林道舟川野下線にかかわる立木補償の減額が主なるものでありませぬ。

次に、水産業振興費は、外来船誘致事業等4事業の事業費決定に伴う減額及びマグロ船母港基地化奨励補助金の決算見込みによる減額、漁港建設費は、串木野漁港広域漁港整備事業において、事業費1億

円を追加し、3億1,000万円とするもので、それに伴う市負担金1,144万円の追加と、羽島及び戸崎漁港地域水産物供給基盤整備事業の入札残による減額であります。

次に、7款商工費の商工振興費は、いきいきバス及びいきいきタクシーにかかわるコミュニティ交通委託料の決算見込みによる減額と串木野駅から野下までの路線にかかわる生活交通路線維持費補助金69万円、串木野駅から土川までの路線及び串木野駅から串木野新港までの路線にかかわる地方バス市内路線維持費補助金758万2,000円、空港バスにかかわる平成23年10月から平成24年3月までの地方公共交通特別対策事業補助金675万3,000円の計上が主なるものでありませぬ。

審査の中で、いきいきタクシーの制度周知は図れないか質したところ、アンケートを運行当初実施し、広報や説明会も実施してきたが、今回、再度、公民館単位で個別利用の仕方等、生活形態に合った使い方等の説明をして利用促進を図っていききたいとのことでありませぬ。

委員の中から、市民が利用しやすい体制を整えてほしい旨の意見が述べられたのでありませぬ。

次に、観光費は、鹿児島うんまかもんグランプリにかかわる経費の事業費決定に伴う減額が主なるものでありませぬ。

次に、8款土木費の道路維持費の主なるものは、市道の1級、2級を対象に舗装のひび割れ等を計測し、緊急的な補修と必要な対策を講じる箇所の調査をする道路ストック総点検業務委託料500万円の追加と、河内線道路舗装工事の事業費決定に伴う工事請負費1,286万円の減額、道路新設改良費は、事業費決定に伴う工事請負費等の減額が主なるものでありませぬ。

次に、港湾費は、新港大橋の舗装補修事業費の確定と、橋梁補修及び改良調査設計業務委託の追加に伴う市負担金の追加であります。

次に、土地区画整理事業費は、事業費決定に伴う減額、公共下水道事業費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

次に、住宅費はウッドタウン4工区の4,500平方

メートルを取得するための公有財産購入費の計上
あります。

予算議案第6号中、委員会付託分については、全
会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡易水特予算議案第3号平成24年度いちき
串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
についてであります。

今回の補正は、歳出において1款簡易水道事業費
で、消費税及び地方消費税の減額、2款公債費は、
地方債借入時の利率決定による減額で、これに見合
う歳入は一般会計繰入金の減額であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

次に、公下水特予算議案第3号平成24年度いちき
串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2
号）についてであります。

今回の補正は、歳出において2款事業費で執行残
による減額、3款公債費は、地方債借入時の利率決
定による減額で、これに見合う歳入は一般会計繰入
金及び公共下水道事業債の減額であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

次に、漁集排特予算議案第2号平成24年度いちき
串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予
算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳出において1款漁業集落排水事
業費で、処理場等維持管理委託料の執行残による減
額で、これに見合う歳入は、一般会計繰入金の減額
であります。

審査の中で、加入世帯について質したところ、平
成24年3月末で129世帯が加入しているとのこと
であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件
について審査の経過の概要と結果についての報告を終
わります。

○議長（下迫田良信君） これから、産業建設委員
長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第8号所有権移転登記手続請求の訴え
の提起について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、簡水特予算議案第3号平成24年度いちき串
木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第3号平成24年度いちき
串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2
号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第2号平成24年度いちき
串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第6号平成24年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、3常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14～日程第40

議案第9号～水道予算議案第1

号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程14、議案第9号から日程第40、水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

これから、質疑に入ります。

まず、議案第9号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 概要説明の24ページであります。この基金は施設整備事業の財源に充てるために基金を設置するとありますけど、この施設整備事業というのは何を指すのかということと、この基金はどのような名前の基金になるのか、二つだけお願いします。

○財政課長（中屋謙治君） まず、後段のほうですが、基金の名称としまして、議案書の22ページをごらんいただければ、そこに基金の名称を掲げております。

名称が、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金と、こういう基金の名称でございます。

充当する施設の関係ですが、この石油交付金が充て可能なという施設を想定しております。具体的には、例えば消防の救急デジタル無線機、こういった整備事業が、今後、予定されております。こういったものを想定しての基金設置でございます。

終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第13号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例及びいちき串木野市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号いちき串木野市暴力団排除条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） この生活保護面接相談員を新たに設置するとございますけれども、政府は今、生活保護費を削減しようとしています。一般的には、労働法の改正などで200万以下の所得の人が1,000万人を超えたということで、生活保護の捕捉率は、大体15%と言われておりまして、大多数、85%の生活保護予備軍がいるという状況の中で、政府が保護費を引き下げようとしているんですけれども、その引き下げをして、その中で、例えば相談員というんだけれども、これはケースワーカー、今はそうだと思うんだけど、ケースワーカーと両方に位置する仕事になるのかと。それから、恐らく全国的な方針に基づくものだと思うんですけれども、警察官OBを配置をするということで、生活保護者の監視とか、そういうのが主な任務だとも言われておりますけれども、その辺を説明してください。

○福祉課長（中尾重美君） 今回、福祉課のほうに生活保護面接相談員をお1人雇用することで計画しております。

現在の生活保護の保護係のほうの職員体制としましては、係長ですが、指導監査官が1人とケースワーカーが3人ということで、本来は、このケースワーカーが保護の判定等の事務を基本的にはするんですが、昼間の間、生活保護の相談業務に追われまして、常時、時間外のほうで事務をしている状態にあります。

そこで今回、生活保護に詳しい県のOB等を雇用しまして、生活保護の相談を専門的に行ってもらい、それによりまして職員のケースワーカーの事務の充実を図るということで考えております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 国がいわゆる生活保護の削

減を目指していますね。そういう中で保護費を抑える、例えば、水際作戦と言われてはいますけれども、入り口で保護受給を抑えると、それから、保護受給をしている人は、いろいろ監視をして、言葉は悪いけど、保護を打ち切っていくとか、そういう形で生活保護者の監視といいますか、抑制といいますか、水際で保護を受けたいという人を抑え込んでいくんじゃないかと、警察官のOBとかかというような人を配置してもいいとか、するとかとなると、そういうふうな印象を受けるんですけれども、そういうことではないんですか。

○福祉課長（中尾重美君） 現在、そういう形で保護の切り捨てのほうの面接相談員ということでお考えであられるようですが、今回は、生活保護を過去に面接を経験された方、3年以上の経験ということでこちらのほうは雇用を計画しております。国におきましては、平成25年8月から3年間にわたりまして扶助費を減額するというようなことでしておりますが、今回の面接相談員につきましては、相談に来られた方に迅速かつ適正に対応する、保護相談を充実するという目的で雇用することとしております。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 答えがないようなんですけれども、警察官OBとかかというふうな指導はないんですかというのが一つ。それから、男性の方か女性の方かということ、それから、市内の方を起用されるかということと、それから、いつまで、期限はどうなっているかということをお願いします。

○福祉課長（中尾重美君） 今回、雇用される方は、元県の福祉課を経験された方、それで、その後も他市の保護の面接相談を経験された方で、警察官ではございません。

男性の方で、鹿児島市の方です。それと、期限は1年更新ということで考えております。

以上です。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第17号いちき串木野市公民館条例の一

部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 議案第18号も議案第19号も似たような感じだと思いますけれども、ちょっとわかりにくいので、中身の説明を。

○健康増進課長（所崎重夫君） 議案第18号につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴っての介護保険法の一部改正により、地域密着型ということで市長が指定をできる権限の施設になりますけれども、その地域密着型の特別養護老人ホーム、その定員と申請できるものを定める条例ということになります。

以上です。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第19号いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号市道の廃止及び認定について質

疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第1号平成25年度いちき串木野市一般会計予算について質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） まず、歳入で地方交付税についてお伺いしたいんですけども、もともと地方交付税は、地方交付税法に基づいて国税、5税ですかね、決まっております、この財源をもとにして財源調整、財源保障、これを便宜上、国が事務的に地方に配分するという性質のものだと思っています。つまり、地方の固有財源であって、地方交付税法上も、この地方交付税について何に使え、何に使うなど、こういうことは言えない制度になっていると思うんですけども、今回はそれに色がついて交付されるというふうに言われておりますが、この点について市長の見解を求めたいと思います。

○財政課長（中屋謙治君） お答えいたします。

今回の地方交付税でございますが、国においては対前年度2.2%の減ということで決定されております。中身としまして、今、御意見ございましたが、新しい項目としまして、地域の元気づくり事業費ということで、地域活性化を目指した形の地域独自の事業ということで、全国枠3,000億ということが設けられております。あわせまして、緊急防災、減災事業、そういうことで出ておりますが、議員お説の内容としては、今回、国家公務員の人件費削減に準じた形で地方公務員も給与を削減すべきという考え方で、こういうことを前提として国のほうで財源調整が行われております。私どもとしては、交付税額

がこういう形で決まってくる中で必要とされる事業について予算を計上したということでございます。御理解いただければと思います。

○17番（東 勝巳君） 私が聞いているのは、そういう国が交付税について何をして何をしてはいけないとか、そういう条件をつけて交付するというのは地方交付税法違反じゃないですかと聞いているんです。

○財政課長（中屋謙治君） 交付税の性質については、ただいま、議員お説のとおりでございます。地方固有の財源ということで理解をいたしております。

○17番（東 勝巳君） 市長に質問したんですけれども、これはもう明らかに、地方の固有の財源についていろんなことを、条件をつけて交付する、特に今度は国のほうで国家公務員を給与を減らすから地方もそれに準じて減らせという条件をつけて交付をしたということでいろいろ問題になってるんですけども、こういうやり方は、やっぱり間違っているのであって、何らかの形で、地方から異議を言わないと、黙っておれば、それはいいと、そういうやり方はいいということを認めることになると思うんですけど、どうでしょうか。

○財政課長（中屋謙治君） この地方交付税を材料として、国家公務員の人件費削減に準じた取り扱いをすべきという、このことについては、全国市長会をはじめ、地方6団体でそのような取り扱いというような、違うということで申し入れをして、国と地方の間でも再三協議がなされたところでございますが、結果として、国の取り扱いとしては、今回提案したようなことでございます。

御理解をお願いいたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○17番（東 勝巳君） 市長の考えを求めているのであって、条件付きの交付税というのは間違いだというふうにやっぱり市長は認めて物を言わないと、そんなやり方を肯定することになりませんかということを聞いているんです。

○市長（田畑誠一君） 地方交付税は、地方固有の財源とか、それから、不足な点を補うとか、そういう性格のものであります。東議員お説のとおりであ

ります。ただ、今、その御意見につきましては、さつき財政課長が申し上げましたとおり、私は地方6団体、皆さん方の市議会議長会の皆さん方も我々市長会も皆さんで、それはちょっと違うんじゃないかということで申し入れをしてきた経過があります。その結果であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○17番（東 勝巳君） 歳入歳出全款ですか。

○議長（下迫田良信君） 一般会計です。

○17番（東 勝巳君） 歳入歳出全款ですか。

○議長（下迫田良信君） 全部です。

○17番（東 勝巳君） 全部で3回しか発言できないんですか。

○議長（下迫田良信君） はい。

○17番（東 勝巳君） そんなら、もう一ついいですか。市長が出ないから僕は聞いているんです。

○議長（下迫田良信君） じゃあ、特別に。

○17番（東 勝巳君） もう一つは、市長、三役の退職金、これは歳出の共済費に500万幾らありますけれども、541万9,000円、これがそれに該当するのかが一つ。それと今、国でも消費税の関係で議員が身を削れということで、議員定数を減らせとか、報酬を下げるとかいろいろ言っておりますし、地方でも、もう何回も首長も含めて賃金カットをしたり職員の給与もずっと下げてきているんですけども、この三役の退職金がこういう大きな動きの中で、聖域扱いにされて全くここには触れていないんです。都城市の市長選挙で対立候補がこの問題を取り上げて、退職金の撤廃を選挙で掲げたのが最近ありましたけれども、やはり、特別職の退職金は聖域扱いされているんですけども、これは、こういう県全体とかいう組合があつて、ここだけでどうすることもできないという説明があつたと思うんですけど、やはり今のような国民世論の中で、この三役の退職金だけを聖域扱いするのは、私は国民も市民も納得できないと思うんです。やはり、本市の場合でも、組合の一員ですから、そこに提案をして、こんな情勢だから我々も考え直してちょっとこれは見

直しをしようやという提案をぜひしてほしいと思うし、過去にも聞いたんですけども、今はわかりませんが、状況聞いてほしいんですけども、この組合には入っていない市もあるんですね。だから、そういう組合で提案をして、受け入れなければそこからうちは抜けるというような対応をして、この退職金問題に手をつけないと、この問題だけ聖域扱いにしていくのは、私は納得できないし、市民も納得しないと思うんですけども、所見を伺いたいと思います。

○総務課長（前屋謙三君） お答えいたします。

まず、1点目の予算書35ページの件について、お尋ねの共済費のところに職員共済組合負担金特別職と書いてありますのは、これは、共済費等の関係でありまして、退職金の掛金についてはその上の3節職員手当等の中の下から5段目、ここに退職手当負担金、この中に特別職と一般職の分がここに合計されて計上されているところであります。

それと、退職組合の加入の件につきましては、これまでいろいろ御指摘、御意見ありまして、過去にこの退職手当組合に加入した経緯、趣旨等については御説明し、議決をいただいた形での加入になっておりますが、抜けるとなりますと、これは特別職だけ抜けるということにはなりません、脱会するとすれば、一般職の分についての事務等についても抜けなきゃならんというような事情がございます。

そういったことの中で、この退職手当事務に関しては、複雑な計算、あるいは使途の管理、いろいろと事務量大きいわけで、こういう組合がつくられた形がありますので、そういった趣旨に沿って加入した経緯がありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○17番（東 勝巳君） これは、市長が答えないといけないんですよ。その組合で提案をすとか。そういうことは、ほかの人は提案はできないわけだから、そういう提案をしてほしいという質問をしているんですけども。

○市長（田畑誠一君） 私自身、公の責任にある者は、ちょっと極端な言い方ですが、やはり、公平無私、私心があってはいけない、もっと言いますと、

ちょっと格好いい言葉になりますけれども、清貧に甘んじるというのが責任者の務めであると思っております。

したがって、私は最初、この市長に当選させていただいたときも、実は公約には給料の減額はうたいませんでした。でも、腹の中では決めておりましたので、当選と同時に30%、8年間カットしてまいりました。共済費を含めて大体3,000万円ぐらいになると思っておりますが、今、現時点です。それが責任者の務めだと思っております。今、言われた退職金の制度というのは、皆さん方の面も、それから、職員も含めてお互いにそれぞれのまちがやっぱり平準化していかなければ財政的に支払いが困難なことがあります。そういう相互扶助という形でみんなが組合に加入していると思います。今、おっしゃった件につきましては、私は監査をしております。したがって、監査のときでも私は指摘をしました、下げるべきだという指摘をしましたが、当局の答弁は、この退職組合の中で、今、監査委員が言われたような意見を言われた町はどこもございませんというのはまず答弁の第一でした。それと、やはり、この退職金とか、報酬とか給料とか、こういったものは、それぞれの責任といいますか、仕事量といいますか、責任の対価ということで支払われるものであって、組合当局としては、現段階では妥当だというお答えでありました。皆さんがお下げになると言ったら、私は一切やぶさかではございません。そういう気持ちでおります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○14番（原口政敏君） 同じ質問で伺いますが、市長の言い分はよくわかります。私もこの退職組合の議長をしておりました、議長会の方に言いよったですね。議長も参加してありまして、私もそのときから、たしか1期4年間で市長が1,600万円だっただけだと思っております。今、ちょっと下がっているかわかりませんが、今、市民の感覚としたら合わないと思うんですよ。市長がおっしゃっているのは理解できますよ、下げるという気持ちがあるということ御理解をしますが、やっぱり市民は、1期4年間で市長が1,600万円、たしか副市長が900万円ばかり

だったですかね、私もちょっと忘れちゃいましたが、そのときも私も、これは異常だなとは思っておりました。そこで、これはいけんかできないかと、加入していない市町もありましたよね。全部は入っていませんよ。ただ、抜けた市長さんもいらっしゃいまして、私はその市長さんに聞きましたところが、会長、やっぱりこれは考えないかんじやなとおっしゃった。私は立派だなと思っておりましたから、ぜひ今後、市長がそう言われるわけだから、これは市民もそう思っていると思っておりますよ。1期4年間で1,600万円という退職金はあり得んですよ。どうか、このことは、市長も本心になって、監査はしってらっしゃるわけですから、声を上げて改革をされることを私も希望をしております。

終わります。先ほど市長の答弁はいただきましたので、市長もそう考えていらっしゃるということでございますので、引き続き努力をしていただきたいと思います。終わります。

○16番（福田清宏君） 8ページの第2表、債務負担行為のところですが、さきの議員全員協議会で購入の方向ということで説明を受けましたけれども、ここに債務負担行為で平成39年度までということで計上されているということは、西薩中核工業団地の分譲地を買うということが決まると、双方話し合いが済んだということの意味するのでしょうか、説明してください。

○政策課長（田中和幸君） 債務負担行為のほうで2億5,683万円、計上させていただいております。これにつきましては、現在、16.8ヘクタールの用地の残、売れ残っているところがございます。これをおよそ、現在の段階で2億4,000万円ほどでお譲りいただく、上限ですけれども、今後の交渉で若干下がる余地はあるんですが、一応、2億4,000万円でお譲りいただくことができるのではないかと。それで、ここに計上してございますのは、15年割賦で3年据え置きということで、当該年度は利子だけを払う形になるんですが、15年割賦で3年据え置き、そういう計算のもとに、ここに関して、限度額につきましては、26年度以降の部分の計上してあるということでございます。

以上でございます。

○16番（福田清宏君） 2億4,000万円ということで、交渉中なんだけど、決定している流れの中で交渉中、変な言い方ですが、その辺はどうなんですか。もう決定なんですか。

○政策課長（田中和幸君） 現在、中小機構さんと交渉をさせていただいております。それで、2億4,000万円を上限として、それより若干、条件によってはこちら側のお願いとか、そういう状況では若干安くなるかもしれないということで、今後、これ以下になるということでございます。（「決定しているのか」と呼ぶ声あり）

今、調整中ということで、仮にそれがまとまりましたら、また、議会のほうに当然、16.8ヘクタール2億4,000万円ということでございますので、仮契約をしまして、議会のほうにもお願いをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、市場特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、国宿特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、漁集排特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計予算について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第1号平成25年度いちき串木野市水道事業会計予算について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ここで、お諮りします。

ただいま議題となっている議案のうち予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、ただいま議題となっている予算議案第1号を除く議案の付託については、一時保留をいたしますので、御了承願います。

△日程第41 議案第25号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第41、議案第25号車両事故の和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号車両事故の和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

いちき串木野市春日町81番地先において発生した車両事故について和解を成立させ、損害賠償の額を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、議決してくださいませようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これより、質疑に入ります。

議案第25号車両事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時43分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の付託先について保留いたしておりましたが、ただいま議題となっております議案については、お

手元に配付しました議案委員会付託区分表ナンバー2のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託します。

なお、休憩中に予算審査特別委員会を開催し、予算審査特別委員会委員長に中里純人議員が、副委員長に枇榔秋信議員が選任されましたので、御報告いたします。

以上で本日の日程を終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これにて散会します。

散会 午前11時45分